

松浦市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づき必要な事項を定めることにより、景観形成の促進を図り、本市の緑豊かな自然景観及び歴史的まちなみ景観や伝統的文化を市民の共有財産として守り、育て、地域の魅力及び個性の創出を図りながら、松浦らしい良好な景観を将来へ引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成 良好な景観を保存し、又は創造することをいう。
- (2) 事業者 市内において、営利又は非営利の事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 工作物 建築物以外の工作物で次に掲げるものをいう。
 - ア 煙突、排気塔その他これらに類するもの
 - イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - ウ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - エ 高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (5) 形態意匠 形や色、模様などを用いて視覚的に表現すること又は工夫することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、景観形成に関する施策を実施するに当たって市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者に対して適切な情報を提供することにより、景観形成に関する意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、地域における景観形成に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する景観形成に関する施策に協力するものとする。
- 3 事業者は、事業活動を行うに当たっては、当該土地に隣接する土地所有者等に十分配慮するとともに、事業活動に係る説明を行うよう努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、景観形成に関する理解を深め、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(景観計画)

第6条 市長は、市の全域にわたる景観形成に関する基本的かつ総合的な計画として、法第8条に規定する景観計画を定めるものとする。

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観計画区域
- (2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (4) 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

3 市長は、景観形成を推進するため、景観計画の変更を行うことができる。

(景観計画への適合)

第7条 景観計画区域において、建築物の建築等、工作物の建設等又は土地開発行為を行う者は、当該行為について景観計画に適合させるよう努めなければならない。

(届出を要する行為)

第8条 法第16条第1項各号の規定による届出の対象となる行為は、第6条第1項に規定する景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限に係る対象区域で行われる次に掲げる行為で規則で定める規模等のものとする。

- (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築又は移転に係る行為
- (2) 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
- (5) 木竹の植栽又は伐採
- (6) 屋外での物件の堆積

2 前項の規定による届出をした者であって、法第16条第2項に規定する変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届出なければならない。

(勧告)

第9条 市長は、法第16条第3項の規定により、勧告をしようとするときは、あらかじめ松浦市景観審議会の意見を聴くものとする。

(届出及び勧告等の適用除外)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、第8条に規定する行為であって、規則で定める基準に該当するもの以外の行為とする。

(適用除外行為への指導)

第11条 市長は、法第16条第7項の規定により届出を要しないこととされた行為をしようとする者又はした者の当該行為の内容が、景観計画に適合しないものである場合において景観の形成に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をしようとする者又はした者に対し景観形成に必要な限度において、

当該行為に係る建築物等の形態意匠について、必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導をする場合において、必要があると認めるときは、松浦市景観審議会の意見を聴くものとする。

(松浦市景観審議会)

第12条 景観形成に必要な事項を調査審議するため、松浦市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 第9条及び前条第2項の規定により意見を述べること。

(2) 景観計画に定めた建築物等の高さ、面積又は色彩に関する基準の運用に関すること。

(3) その他景観形成について市長が必要と認める事項に関すること。

3 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民又は団体の代表者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。